

参 考 資 料

参考1:定期報告制度の実態

参考2:『「遊戯施設の運行管理規程」作成の手引き』の概要

参考3:住宅リフォームの実態等

参考4:事故原因究明・再発防止策等の検討体制

定期報告率の状況

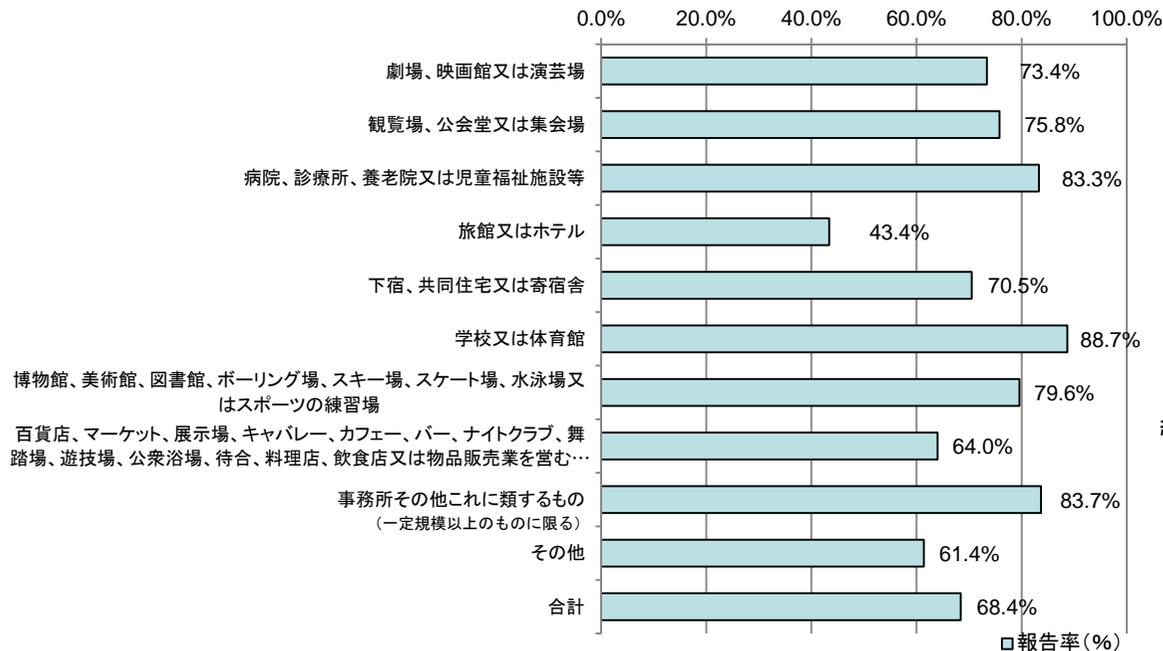
- 定期報告実施状況（平成22年度）は、特殊建築物等が68.4%、昇降機等が92.8%、昇降機等を除く建築設備が65.5%となっている。
- 用途別の報告率は、各用途ごとにばらつきが見られる。

定期報告実施状況（平成22年度）

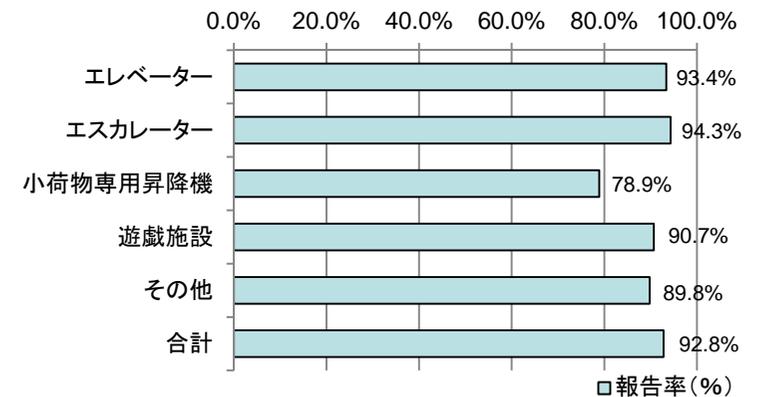
	指定対象件数	要報告件数※	報告件数	報告率(%)
特殊建築物等	268,648	91,488	62,598	68.4%
昇降機等	756,719	740,506	687,445	92.8%
その他の建築設備 (昇降機等を除く)	324,221	311,150	203,878	65.5%

※平成22年度報告対象件数を示す。

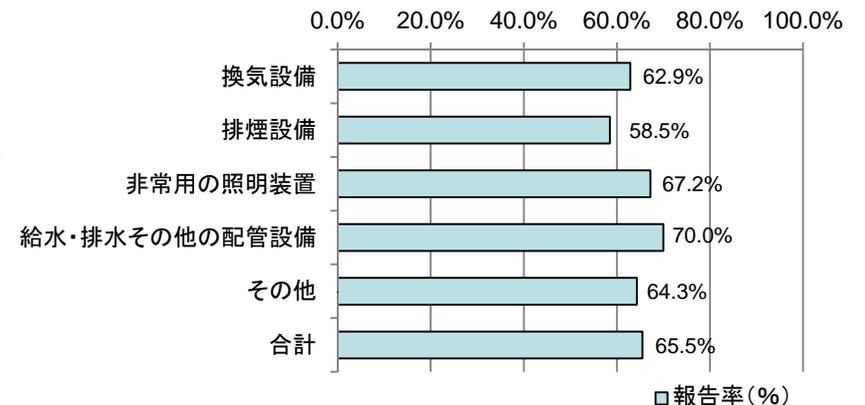
用途別の報告率（特殊建築物等）



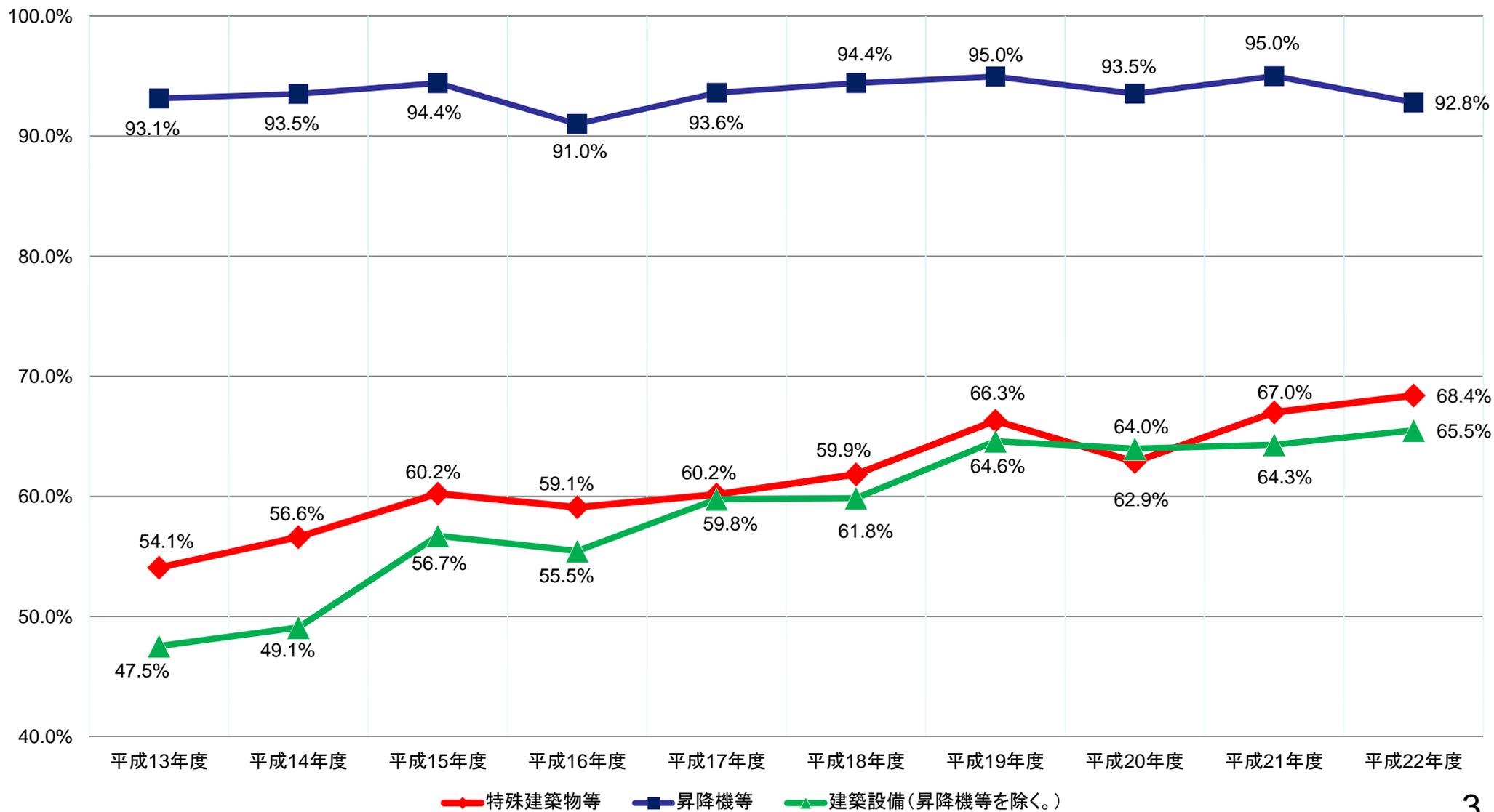
種類別の報告率（昇降機等）



種類別の報告率（その他の建築設備）



定期報告率の推移

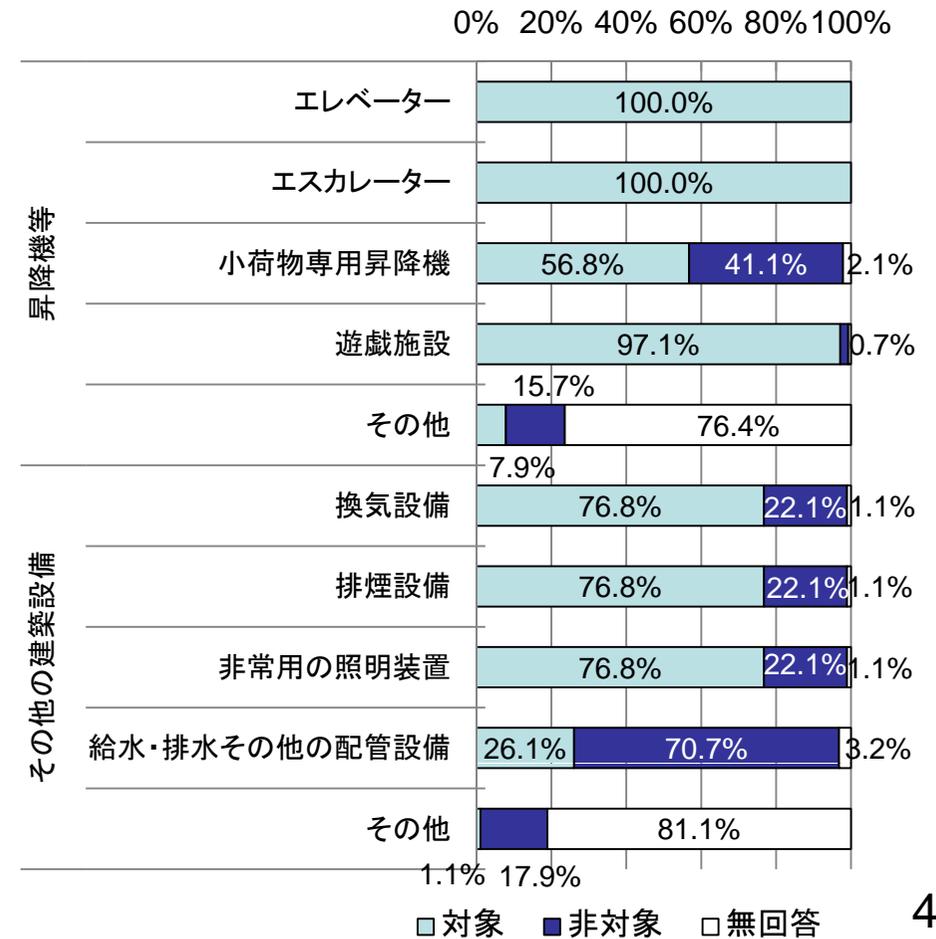
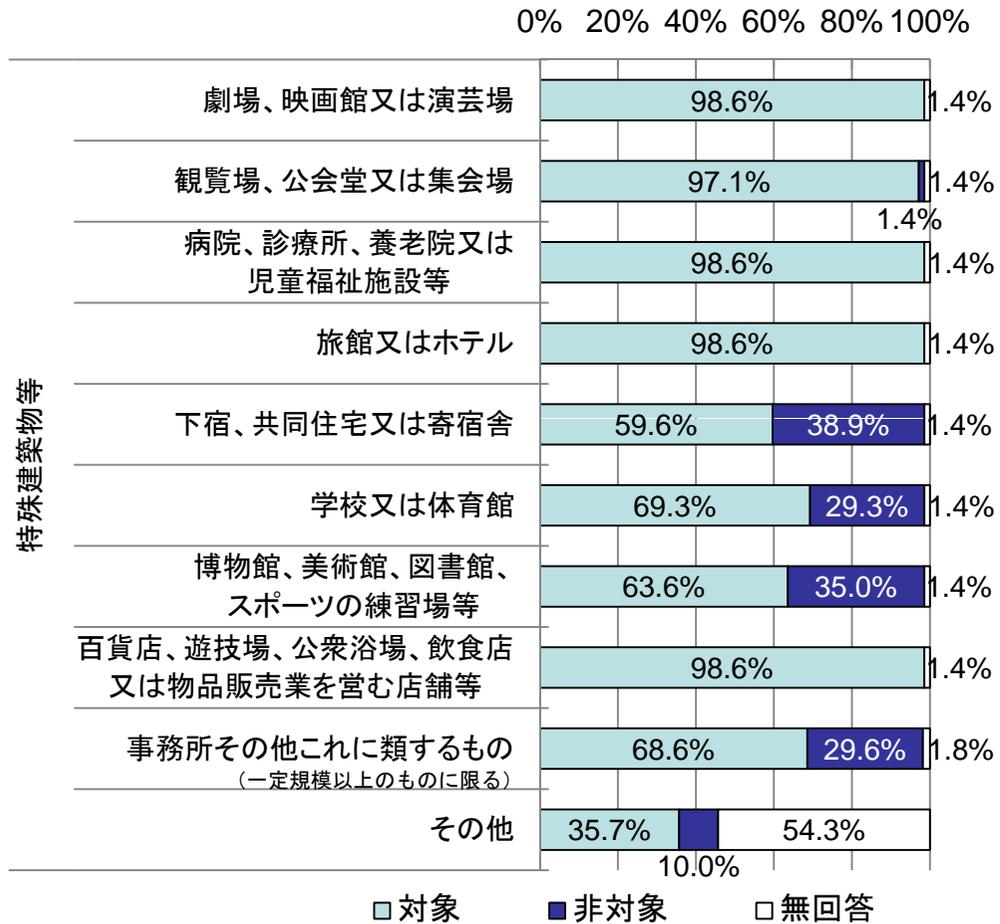


※国土交通省が特定行政庁に対して実施したアンケート調査より(H23.6)

定期報告対象の指定状況

- 定期報告対象の指定状況は特定行政庁ごとに様々。
- 昇降機等のうちエレベーター、エスカレーターは全ての特定行政庁で定期報告対象として指定。

■定期報告対象の指定状況



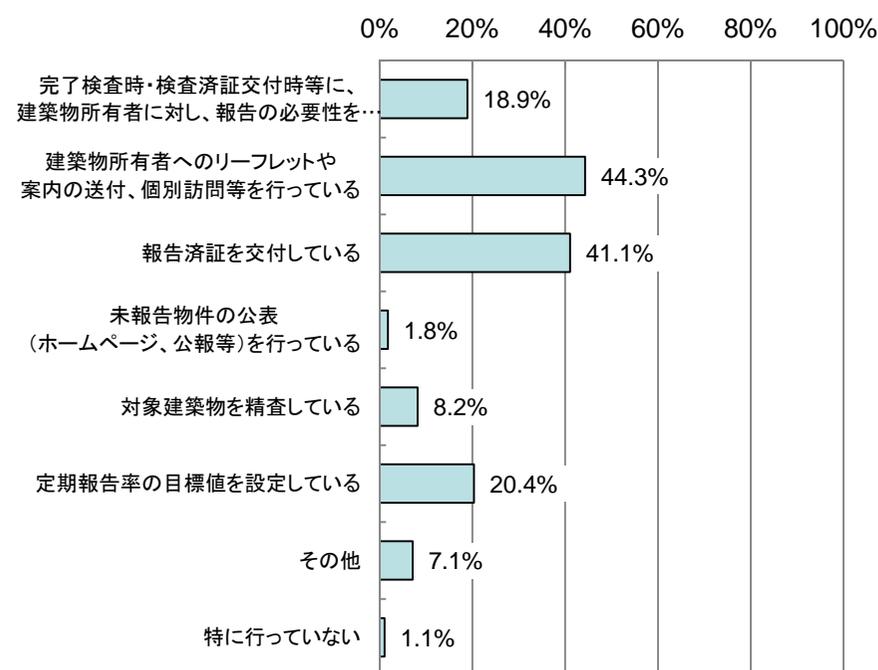
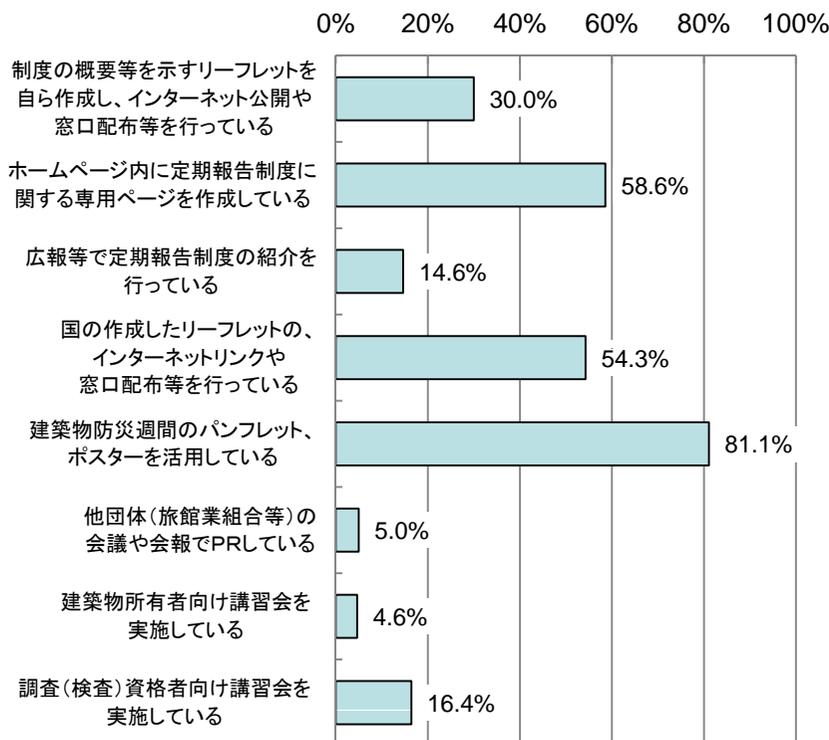
※国土交通省が特定行政庁に対して実施したアンケート調査より(H23.6)

定期報告率の向上に向けた取組1

【特定行政庁による定期報告制度の普及啓発活動】

- 定期報告制度の報告率向上に向け、8割以上の特定行政庁において建築防災週間のパンフレット、ポスターを活用した周知を行っている。
- 未報告物件の公表を行っている特定行政庁は全体の2%程度となっている。

定期報告制度の報告率向上に向けた取組（複数回答）



その他取組

- ・ 防災査察等の際に未報告物件を抽出し、定期報告制度の必要性を説明している。
- ・ 建築士会の主催する研修会等でPRしている。

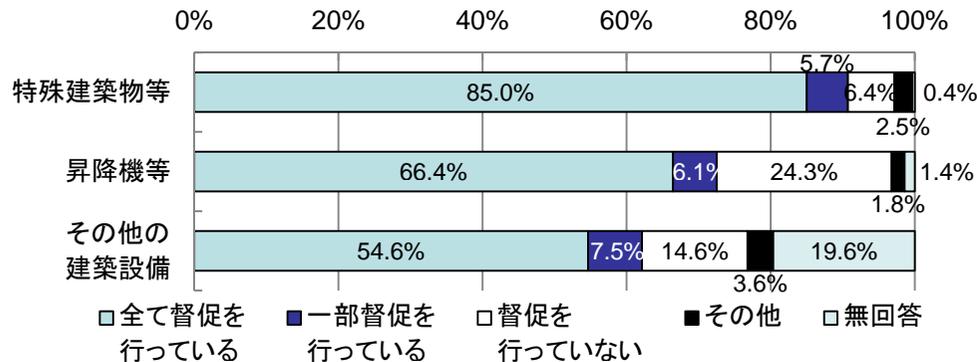
※国土交通省が特定行政庁に対して実施したアンケート調査より(H23.6)

定期報告率の向上に向けた取組2

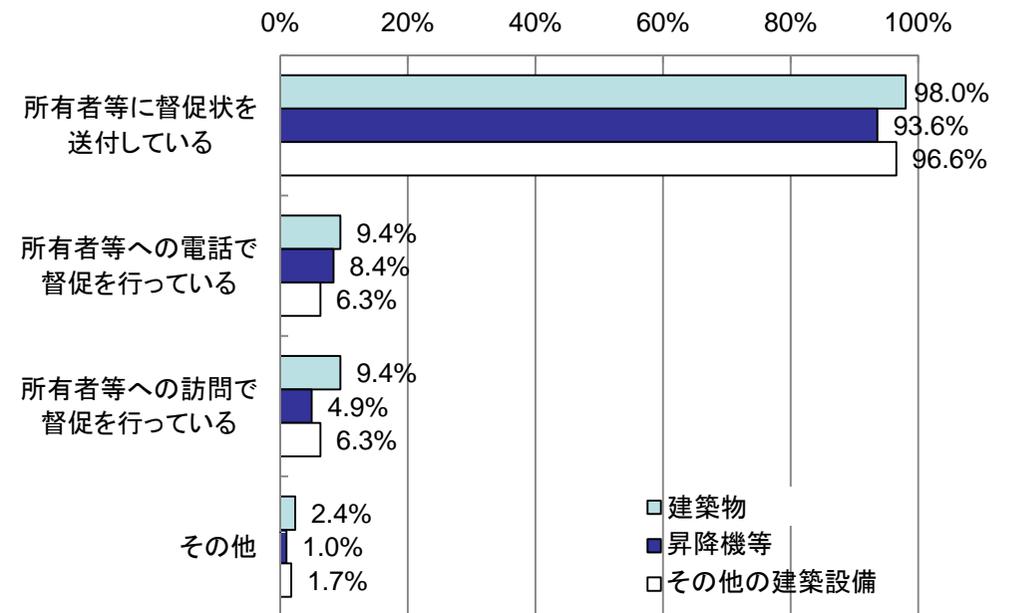
【未報告物件の督促状況】

- 未報告物件の所有者等に対して督促を行っていない特定行政庁は、特殊建築物等：6.4%、昇降機等：24.3%、その他の建築設備1：14.6%となっている。
- 昇降機等においては、未報告物件への査察等を行っていない割合が高い。

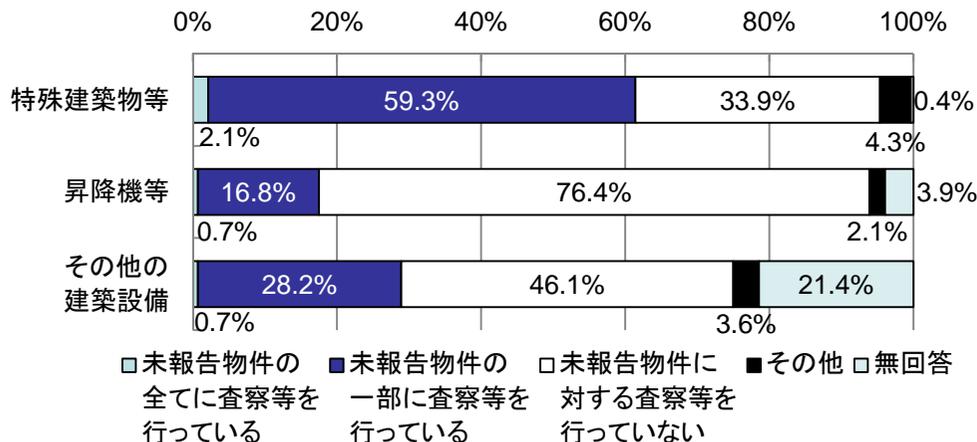
■未報告物件の督促状況



■未報告物件の督促方法（複数回答）



■未報告物件の査察状況



■その他方法

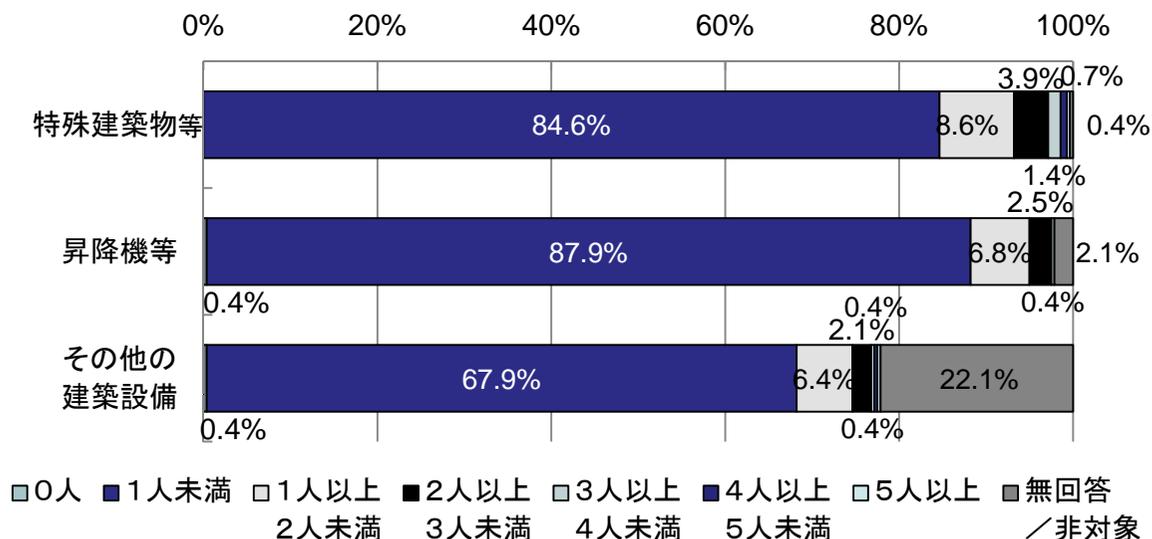
- ・案内通知の再送付
- ・建築物防災週間の際に消防との合同査察を実施。
- ・防災査察や立入調査時に口頭で督促

特定行政庁の体制

※国土交通省が特定行政庁に対して実施したアンケート調査より(H23.6)

- 特殊建築物等、昇降機等、その他の建築設備ともに、担当者職員数1人未満の割合が高い。

■特定行政庁における定期報告制度に関わる担当職員数



	平均職員数
特殊建築物等	0.78人
昇降機等	0.61人
その他の建築設備	0.70人

定期制度に関わる調査・検査者の資格状況

- 定期報告制度における定期調査・検査を行うことができるのは、1級建築士、2級建築士の他、国土交通大臣の定める資格を有する者とされている。
- 国土交通大臣の定める資格を有する者とは、特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者又は建築設備検査資格者を指し、建築基準適合判定資格者又は国土交通省の登録を受けた講習実施機関が実施する講習会を修了した者※等である。 ※更新の必要はなく、定期的に講習を受ける義務も無い。

■定期調査・検査者の資格

	資格名称	登録講習実施機関	資格者数(講習修了者) (H22年3月末時点)
特殊建築物等	特殊建築物等調査資格者	(財)日本建築防災協会	36,287人
昇降機等	昇降機検査資格者	(財)日本建築設備・昇降機センター	31,156人
その他の建築設備	建築設備検査資格者	(財)日本建築設備・昇降機センター	46,672人

要是正等指摘の多い項目

※国土交通省が特定行政庁に対して実施したサンプル調査より(H23.6)

		「要是正」の割合が高い項目	「要是正かつ既存不適格」の割合が高い項目
特殊建築物等		<ul style="list-style-type: none"> ・「避難設備等 その他の設備等 非常用の照明装置 非常用の照明装置の作動の状況」:20.1%(n=1,327) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「建築物の内部 防火区画 令第112条第9項に規定する区画の状況」:28.0%(n=1,327) ・「建築物の内部 防火設備 区画に対応した防火設備の設置の状況」:14.7%(n=1,327) ・「建築物の内部 防火設備 昭和48年建設省告示第2563号第1号口に規定する基準への適合の状況」:12.1%(n=1,327)
昇降機等	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・「機械室 駆動装置の耐震対策」:34.0%(n=1,111) ・「共通 戸開走行保護装置」:37.9%(n=1,108) ・「共通 地震時等管制運転装置」:32.6%(n=1,108) ・「かご上 昇降路内の耐震対策」:39.8%(n=1,103) ・「ピット ピット内の耐震対策」:37.5%(n=1,110)
	エスカレーター	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全対策 交差部固定保護板」:11.9%
その他の建築設備	換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・「換気設備を設けるべき調理室等 機械換気設備 機械換気設備の換気量」:7.9%(n=541) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
	排煙設備	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
	非常用の照明装置	<ul style="list-style-type: none"> ・「電池内蔵型の蓄電池、電源別置型の蓄電池及び自家用発電装置 予備電源 予備電源への切換え及び器具の点灯の状況」:22.4%(n=802) ・「電池内蔵型の蓄電池、電源別置型の蓄電池及び自家用発電装置 予備電源 予備電源の性能」:21.9%(n=802) ・「電池内蔵型の蓄電池、電源別置型の蓄電池及び自家用発電装置 照度 照度の状況」:21.8%(n=802) ・「電池内蔵型の蓄電池 配線及び充電ランプ 充電ランプの点灯の状況」:10.8%(n=836) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
	給水設備及び排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし

目的

- 遊戯施設の所有者等が、遊戯施設の運行業務の管理及び運転に関して、関係者の役割分担、始業・終業点検、運転者が遵守すべき事項、関係者に対する教育及び訓練、事故発生時等緊急時における対応方法、その他必要な事項を定めることにより、遊戯施設及びその利用者の安全確保を図ることを目的とするもの。（平成12年に建設省住宅局建築指導課長から遊園地関係事業者へ通知）

構成

I 総則

1. 対象とする遊戯施設の範囲
2. 運行管理規程に記述すべき事項
3. 用語の定義
4. 運行管理者等の選任
5. 運行管理規程の作成等

- ・回転、昇降等可動部分の状態に関する事項
- ・電圧値、電流値の状態に関する事項
- ・油圧又は空圧装置を有するものにあつては、油又は空気の漏れ、圧力及び温度等の状態に関する事項

(2) 終業点検

- ・利用者の降車
- ・ブレーキ、モーター等の異常の有無
- ・機械装置及び電気装置各部の異常の有無
- ・回転、昇降等可動部分の異常の有無
- ・火気の後始末

II 各項目の詳細

1. 対象とする遊戯施設の名称
2. 運行業務における役割分担

(1) 所有者等の役割

- ・利用者に対する注意事項の掲示
- ・運行管理者及び運転者に対する教育及び訓練 等

(2) 運行管理者の役割

- ・事故発生時における必要な措置の実施及び指示
- ・始業・終業点検の指示及び確認 等

(3) 運転者の役割

- ・利用者の安全確認
- ・始業・終業点検の実施及び報告 等

(4) 補助者の役割

- ・利用者の安全確認 等

3. 始業・終業点検

(1) 始業点検

- ・客席部分の座席、扉、身体保持装置等の状態に関する事項
- ・安全柵の状態に関する事項
- ・ブレーキ、安全装置、非常用装置等の作動状態に関する事項
- ・走路、機械各部の状態に関する事項

4. 運行日誌

5. 利用者に対する注意事項の掲示

- ・安全確保のための利用者が遵守すべき事項及び利用者の制限に関する事項を示す注意看板を作成し、乗降場の周囲の見やすい場所に掲示する 等

6. 運転者の遵守事項

- ・非常用装置の操作を熟知しておくこと
- ・定員及び利用者の制限に関する事項を遵守すること
- ・運転開始の合図(ベル、ブザー等)は安全を確認してから行うこと
- ・運転中は常に利用客の動作に注意を払うこと

7. 運行の中止等の基準

8. 救急体制

9. 事故発生時の措置

10. 特定行政庁への報告

11. 教育及び訓練

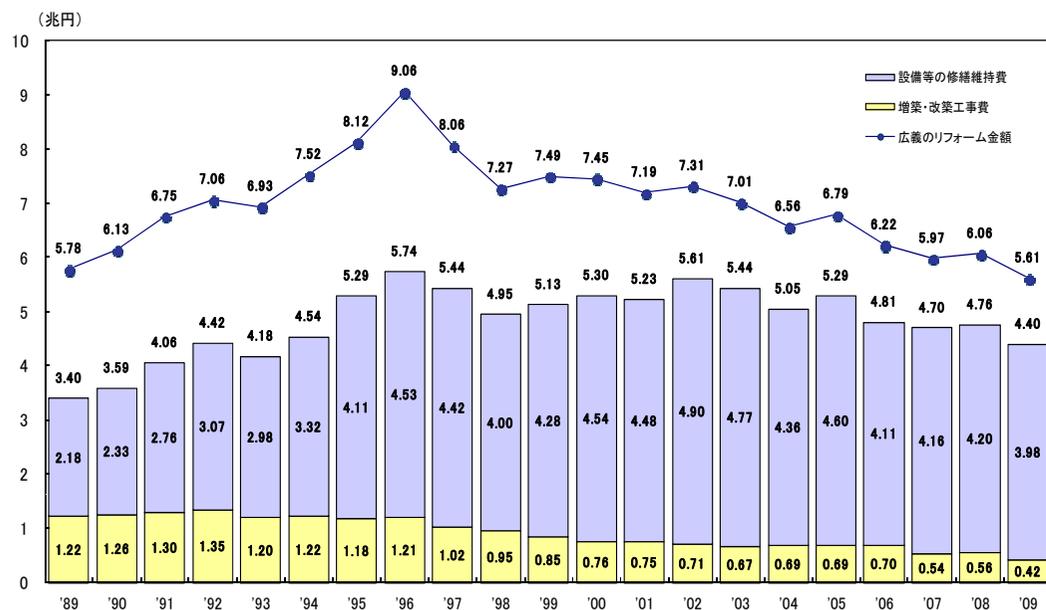
- ・遊戯施設の運行及び点検の方法 等

12. その他運行管理に必要な事項

住宅リフォームの現状

- 平成20年における住宅リフォーム市場規模は約6兆円と推計されている。
- 我が国の住宅投資に占めるリフォームの割合は、欧米諸国と比較して小さい。
※民間シンクタンクの調査では7~8兆円という推計もある。

【住宅リフォームの市場規模（推計）の推移】

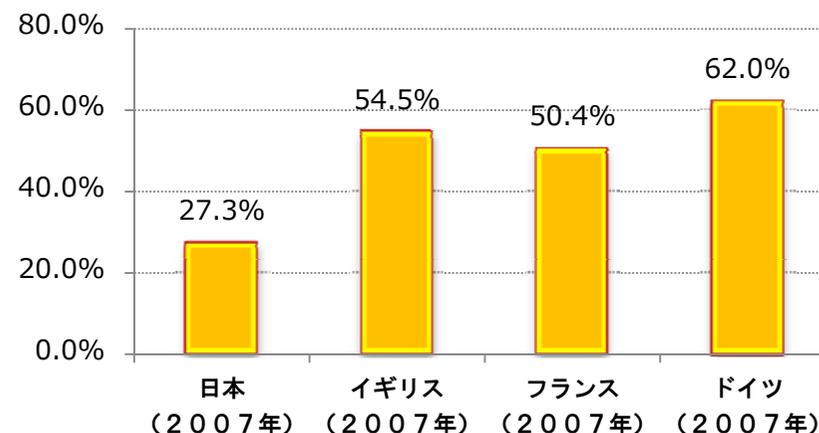


(資料) (財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターによる推計

<注1> 推計には、分譲マンションの大規模修繕等共用部分のリフォーム、賃貸住宅所有者による賃貸住宅のリフォーム、外構等のエクステリア工事は含まれない

<注2> 「広義のリフォーム」は、戸数増を伴う増築・改築工事費と、リフォーム関連の家庭用耐久消費財、インテリア商品等の購入費を加えた金額

【住宅投資に占めるリフォームの割合の国際比較】

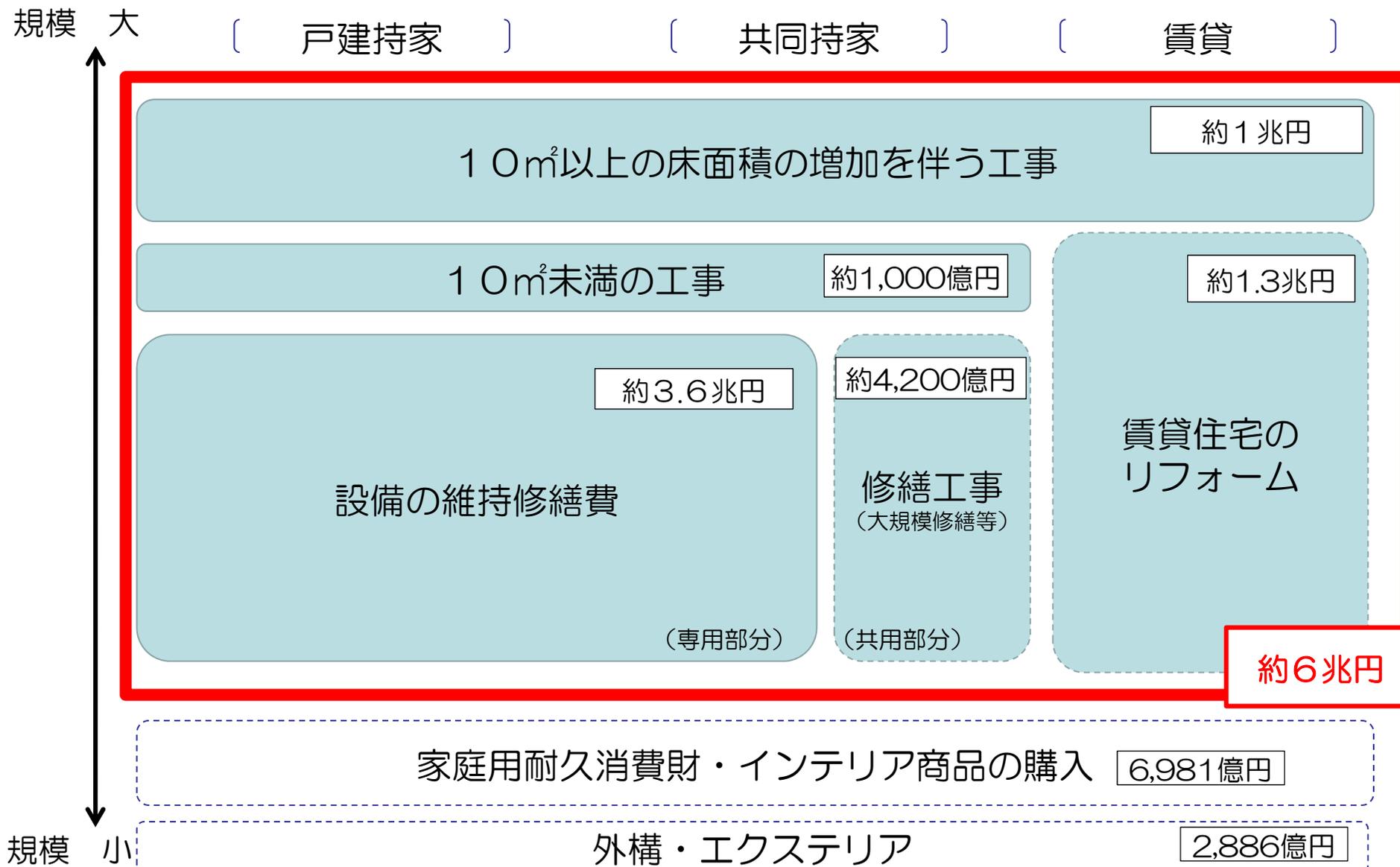


<資料> 日本：国民経済計算（内閣府）及び(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターによる推計値
イギリス、フランス、ドイツ：ユーロコンストラクト資料

※日本の数値では住宅投資にはリフォーム投資が含まれていない。
リフォームを含む住宅投資全体に占めるリフォームの割合はこれよりも低い数値となる。

リフォーム市場規模の分野別推計

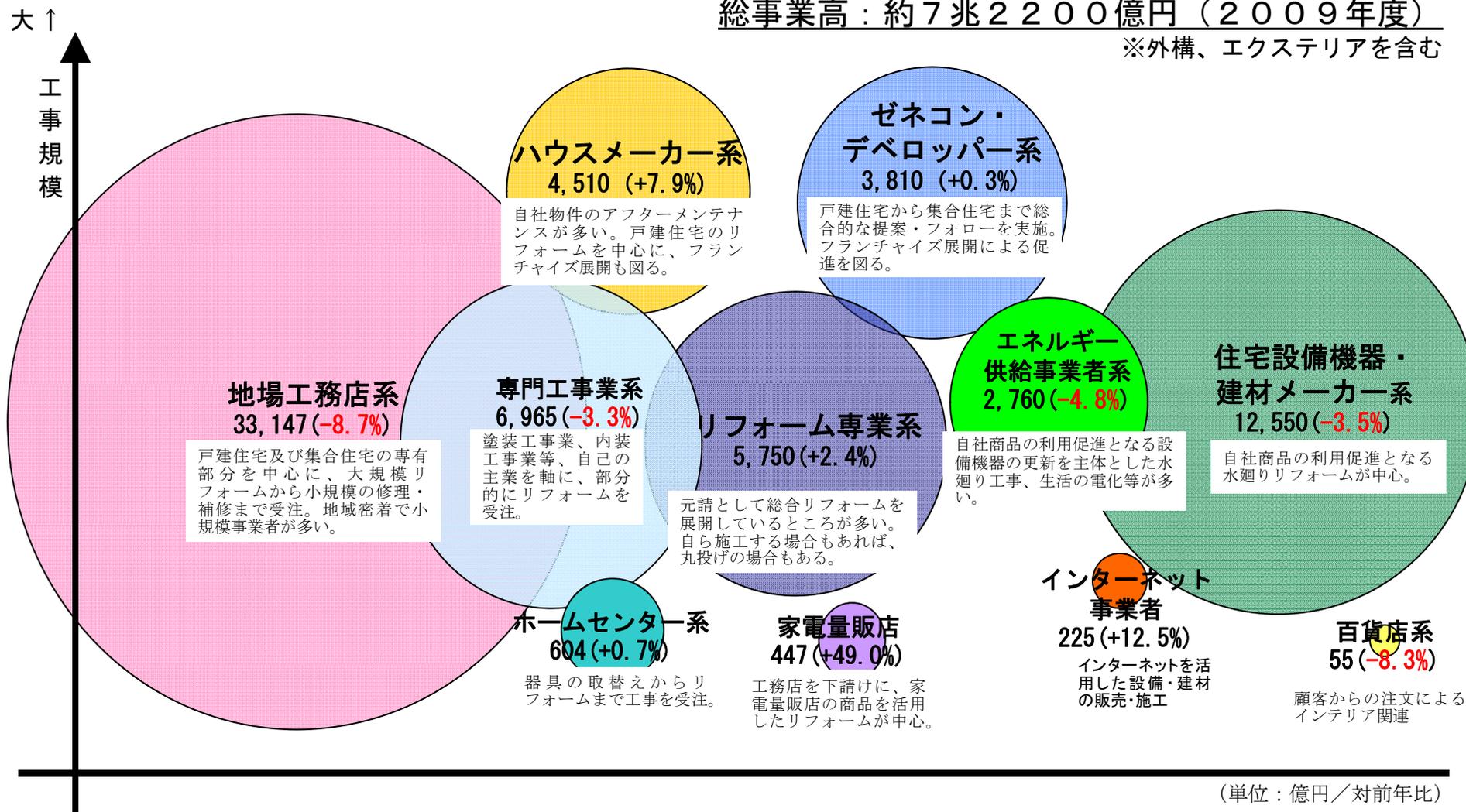
※2008年度の建築着工統計調査、住宅土地統計調査、家計調査年報、マンション総合調査、住宅リフォーム統計調査より国土交通省にて推計



主要な住宅リフォーム事業者

総事業高：約7兆2200億円（2009年度）

※外構、エクステリアを含む

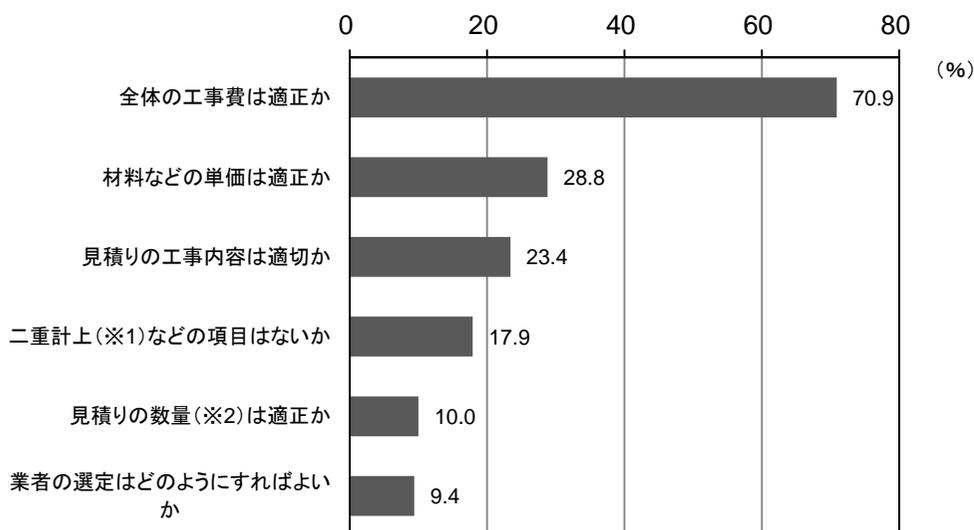


(資料) リフォーム事業高は、株式会社富士経済「2010年版住宅リフォーム市場の現状と将来展望」から引用。

住宅リフォームに係る相談における不具合等の状況

- 相談統計年報2011(財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター)によると、同財団へ寄せられた住宅リフォームに関する相談件数は、H17年度の3,346件をピークとしてその後減少傾向にあったものの、H20年度(2,229件)以降は増加し、H21年度は3,253件、H22年度は5,094件と急増している。
- 住宅リフォームの見積もりの金額に関して相談者が知りたい内容については、約7割が「全体の工事費は適正か」、約3割が「材料などの単価は適正か」等、リフォームの金額に関するものとなっている。
- リフォーム後に相談が多い不具合の内容は、「屋根からの雨漏り」(約6%)、「屋根のはがれ」(約4%)等となっている。

<リフォームの見積もりの金額に関して相談者が知りたい内容>



※複数カウント
 ※割合は、リフォームの見積もりに関する相談のうち、単価や数量等の見積もりの金額に関して回答をした件数(351件)に対するもの
 ※1 足場や養生等に係る費用
 ※2 施工箇所の面積や材料の量等

<リフォーム後に相談が多い不具合の内容>

2010年度のリフォーム相談における相談の多い不具合の内容上位10項目の割合

順位	不具合の内容(2,153件、複数カウント)	割合
1	屋根からの雨漏り	5.9%
2	屋根のはがれ	3.7%
3	床の変形	3.1%
4	外壁のはがれ	3.0%
5	給水・給湯配管の漏水	2.6%
6	外壁からの雨漏り	2.6%
7	内壁のはがれ	2.0%
8	外壁のひび割れ	2.0%
9	内壁のひび割れ	1.8%
10	床の傾斜	1.7%

昇降機等事故調査部会

- 昇降機等に係る事故について、事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策の検討を行うため、平成22年12月、社会資本整備審議会に昇降機等事故調査部会を設置、昇降機や遊戯施設で発生した重大事故について調査・検討を行っている。

(参考) 昇降機等事故調査部会概要

- 1 対象施設 : エレベーター、エスカレーター、遊戯施設等を対象
- 2 調査検討 : 事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討
- 3 委員構成 : 委員は、学識経験者（機械工学、建築学、心理学等）、弁護士、昇降機等の専門家、特定行政庁の職員により構成
- 4 調査方法 : 特定行政庁の現地立入に合わせて昇降機等事故調査部会委員による調査を実施
- 5 報告書の公表 : 調査・検討を行った事故発生の原因や再発防止対策のあり方について、調整の上、報告書として公表

建築物等事故・災害対策部会

- 自動回転ドアでの事故や、地震における天井落下事故を契機として、建築物等において生じた事故及び災害による被害等について、原因分析と再発防止策等を審議するため、平成17年7月に社会資本整備審議会建築分科会に設置。

(参考1) 建築物等事故・災害対策部会の概要

- 1 対象施設 : 建築物及び準用工作物
- 2 所掌事務 : 建築物等において生じた事故及び災害による被害等に係る①事故等の情報の分析、②再発防止対策等に係る調査・検討、③再発防止策を受けた技術基準等に係る審議（①、②については、昇降機等事故調査部会が所掌するものを除く）
- 3 委員構成 : 委員15名（学識経験者（建築構造、防災、バリアフリー、安全工学、行政法等）、弁護士、消費者団体代表等により構成）
- 4 審議状況 : 毎年2回程度開催し、その間の事故情報について継続的な分析を行うほか、重大事故等が発生した場合には適宜臨時開催する。

（平成21年度：2回、平成22年度：1回、平成23年度（現在まで）：1回）

(参考2) 建築物等事故・災害対策部会の審議を踏まえて講じた安全対策の事例

- 定期報告制度の充実（平成20年4月より実施）
 - ・ 定期調査・検査の項目、方法及び結果の判定基準の明確化
 - ・ 特定行政庁に対する報告内容の充実（写真の添付等）